

施策の紹介

更生保護の歩み（更生保護制度の源流をたどる）

我が国の更生保護制度は、昭和二十四年に施行された犯罪者予防更生法によって誕生しました。平成十一年の今年は、五十周年の節目を迎えます。そこで、更生保護の歩みを振り返り、更生保護制度がどのようにして生まれたのか、その源流をたどってみることにします。

刑罰の移り変わり

残虐な刑罰

犯罪をどうしたらよいか。また犯罪者をどのように取り扱えばいいのか。これは、人間社会が常に取り組んでいかなければならない課題です。犯罪に対して、社会は刑罰という手段を用いてきました。しかし、刑罰の種類や方法は、昔から一様であったわけでは

ありません。刑罰の用い方は、時代とともに変わってきています。刑罰の用い方が変わってきた背景の第一は人権の尊重であり、人道主義の台頭です。第二は、犯罪者を懲らしめるだけでなく、改過遷善させることが大切だということ。善主義の重視です。昔の刑罰は、身体を傷つれたりして苛酷な苦痛を与える身体刑も当然のこととして行われていまし

たし、鳥流しにする流刑や奴隷として使役する刑もありました。また、刑の目的も犯罪者を邪魔な者、危険な汚らしい者として、犯罪者に対する報復や懲らしめの意味で刑が使われていました。すなわち、刑罰は、犯罪者に対する因果応報の道理を知らしめ、「目には目を、歯には歯を」という考えで犯罪に対する応報として使われていたのです。

しかし、このような苛酷な刑罰は、次第にその効果に疑問がもたれ始めました。峻烈な刑罰は人心を畏怖させ、犯罪を抑制する作用もありますが、半面、人心を不安にし、社会を萎縮させ、また人々を残酷凶暴に慣らしてしまいました。残酷な刑罰は、人道に反すると考えられるようになりました。

更生保護の台頭

こうした残酷な刑罰に対する反



昔の刑罰の様子 [資料：日本近世刑史稿(上)]



省の上に現れたのが、自由刑中心の刑罰制度です。この制度は耳そぎ、指詰め、敲刑（さげ）といった身体刑中心から、拘禁刑としての自由刑に変わりました。自由を拘束するから自由刑といい、今日では刑務所に収容し、自由を拘束する形で執行されています。

しかし、この自由刑も、社会から犯罪をなくす上で万能なものではありません。たしかに自由刑は、犯罪をした者を社会から隔離しますから、犯罪者が監獄に収容されている間の犯罪はありません。しかし、永久に犯罪者を社会から追放したり、隔離できるわけではありません。いずれ社会に戻ってきます。刑を終えた人が、社会に戻ってからまた犯罪を繰り返したのでは、いつまでたっても犯罪は減りません。そこで、社会で刑余者に援助の手を差し伸べ、社会的更生を遂げさせ、健全な社会人として社会復帰させることが極めて重要であることが認識されるよう

になりました。更生保護は、このような視点から誕生しました。

更生保護の歩み

現在の更生保護制度は、昭和十四年に制定され、その年の七月一日から施行された犯罪者予防更生法という法律によって誕生したものです。しかし、それ以前に更生保護がなかったかというところではなく、それ以前は司法保護と呼ばれていました。

更にその淵源（えんげん）をたどれば、古くは持統天皇らが罪囚を赦し給い、布や稲を下賜して更生を命じたというようなことが日本書紀に書かれています。日本書紀に記されているこれらのことが、我が国における恩赦並びに免囚保護の初めとみる人がいます。

「鬼平」も更生保護の先覚者

日本書紀以降も、多くの文献により脈々として犯罪者に対する更生保護的措置がなされていることが確認できます。

約二百年ほど前の徳川時代には、火付盗賊改役・長谷川平蔵が更生保護的なことを行っています。小説やテレビの「鬼平犯科帳」

の中で描かれている平蔵とは異なり、罪を犯した人や無職・浮浪の人を保護する施設として江戸の石川島（佃島）に人足寄場を設け、仕事を覚えさせ、自立のための資金を蓄えさせ、釈放に当たっては適当な就職先を探してやつたりして健全な社会生活を送ることができるよう心を砕きました。

このように、各時代ごとにそれぞれの更生保護的措置がみられますが、次からは、主に明治以降の更生保護の歩みにふれることとします。

更生保護施設の沿革

犯罪や非行をした人も、刑期や処分を終えた後はいずれ社会に戻ります。しかしこうした人たちの中には、頼るべき親族や縁故者がなく、あるいはいても引き受けを拒否される例も少なくありません。

ん。こうした行き場を失い、当座の衣食住もままならぬ人を保護し、社会復帰を援助する施設が更生保護施設です。

更生保護施設の沿革を明治以降についてみると、明治十六年に神道教導職にあった池上雪枝という人が大阪で、池上雪枝感化院（いけがみせつかんげん）という少年保護施設を開設しました。我が国最初の非行少年の感化事業といえます。

【金原明善翁が初めて設立】

成人の免囚保護事業の先駆けとしては、明治二十一年、静岡県で金原明善が「静岡県出獄人保護会社」（今日でいう公益法人に該当）を設立し、出獄人の世話をしたのが最初といわれています。いまから百十一年前のことです。金原明善は天保三年（一八三二年）に現在の浜松市に生まれ、天竜川の水防に身をなげうち、上流への植林事業も始め、治山治水事業で名高い人です（金原明善が免囚保護事業を始めたいきさつについてはグラ

ピアページ参照)。後に同会社は、財団法人静岡県勸善会として組織変更し、平成八年からは更生保護法人静岡県勸善会としていまなお活動を続けています。

【恩赦により広がる保護事業】

静岡県出獄人保護会社をはじめとする免囚保護事業は、その後も民間篤志家や宗教家による慈善事業として発展し、全国各地に免囚保護施設が設立されるようになりました。その対象も最初は出獄人に限られていましたが、執行猶予制度の新設（明治三十八年）により執行猶予者も対象とし、次いで起訴猶予者も対象にするようになると、事業の名称も釈放者保護、猶予者保護と呼ばれるようになりまし。更に大正十二年、旧少年法が施行されるに伴い、少年保護も加わり、これらを総称して司法保護と呼ぶようになりました。

このように最初は免囚保護事業として始まった事業もその保護対象の拡大に伴い、保護団体の種類

も増大していきしましたが、この増大に密接に関連していたのは、明治・大正年間に行われた大規模な恩赦でした。明治三十年の英照皇太后（明治天皇の御母）の御大葬による恩赦で出獄した者の数は一万人を超え、免囚保護事業に対する社会一般の関心が高まり、保護施設の急設の気運を招来することとなりました。次いで明治天皇の御大葬恩赦（大正元年）、大正天皇御大札恩赦（大正四年）が大規模に行われ、このような恩赦が行われるたびに恩赦により釈放された者を保護するために施設が急増していったのです。

【司法保護事業法の制定】

これらの事業は、民間篤志家である宗教家や社会事業家などの人間愛に基づく自発的・慈善的事業で、国はわずかに奨励金を支出するにとどまっていたましたが、時代の推移とともに、保護措置の法制化と国庫補助を求める気運が高まりました。

昭和十二年には、全日本司法保護事業大会が初めて開催され、同年、保護団体の連絡調整を図る団体として全日本司法保護事業連盟が結成されました。また、昭和十四年には、司法保護団体を法制化する司法保護事業法が制定され、司法保護団体は司法大臣の認可を受けて設置運営されることとなりました。司法保護事業法では、起訴猶予者、執行猶予者、刑執行停止者、仮出獄者、刑終了者、保護処分を受けた者などの保護を行う事業並びにその指導・連絡または助成をする事業を司法保護事業としました。

このように司法保護事業法によって、それまで永年にわたり民間の保護事業家の善意にゆだねられていた司法保護事業を、初めて国の監督により運営することを明らかにしたのでしたが、国の責任において実施するまでには至りませんでした。

昭和二十五年に更生緊急保護法

が施行され、司法保護事業法はこれに伴い廃止されました。更生緊急保護法によって司法保護団体は更生保護会と呼ばれるようになりました。更生緊急保護法は、公的制約下のない犯罪者の更生保護を初めて国の責任において行うという原則を明らかにし、司法保護においては、この事業の経営はもっぱら民間に依存する状態にあったのを、国が委託した場合には委託費を支給すること及び国の補助についても規定しました。刑事政策上重要な意義を持つものでした。

平成八年四月から更生保護事業法が施行され、更生緊急保護法が廃止となりました。更生保護事業法は、更生保護事業のより一層の充実強化を図るために、国の助成措置の責務、地方公共団体の協力規定の創設等を規定するとともに、更生保護事業を営む法人として、従来の公益法人（財団法人・社団法人）から社会福祉法人、学校法人と同じように特別の法律に



も基づく法人である「更生保護法人」を創設し、これに社会福祉法人並の税制上の優遇措置を与えるなど、画期的なものです。また、従来、更生保護会といっていたものを「更生保護施設」としました。

我が国における更生保護事業の歴史は、明治二十一年に静岡県において民間の慈善事業として誕生し、本年はそれから百十一年を数えます。この間、更生保護事業は、関係者のたゆまぬ努力により、着実な発展を遂げ、昭和二十五年からは更生緊急保護法の施行により更生保護会として、そして平成八年からは更生保護事業法により更生保護施設として、我が国の刑事政策における重要な一翼を担い、全国九十九の更生保護施設に保護される人は、現在、約一万人、延べ五十万人に及び、地域の安寧の維持と民生の向上に大きく寄与しています。

保護司の沿革

保護司制度は、宿所のない者を

対象とし、宿所の供与と併せて保護善導を行う更生保護施設とは異なり、刑余者などの保護善導をその対象となる者の居宅において行うものです。

刑余者の保護事業が始まったことは明治以降であることはすでに紹介しましたが、明治四十三年、福井県で南越地区僧侶の出資により免囚保護施設である「南越福田会」が発足しました。これは更生保護施設の前身ですが、大正二年に「福井福田会」と名称を変更するとともに、福井全県下に司法保護委員を置き、収容保護以外の在宅保護も開始しました。これが我が国の保護司制度の先駆けといわれています。この福田会の成績が顕著だったので、次第にこれをまね、大正十四年には愛知自啓会が愛知県下に司法保護委員を置き、大正十五年には、三重県保護会、函館助成会もこれを実施しました。

昭和に入ると、青森、石川、埼玉、釧路、岐阜などで次々に司法

保護委員が置かれました。このように、民間からの盛り上がる熱意によって司法保護委員は全国に拡大していったのです。昭和十二年五月に開かれた全日本司法保護事業大会では、「司法保護委員制度を実施すること」が満場一致で可決され、その決議に基づき全日本司法保護事業連盟は、昭和十三年九月に全国から選ばれた一万四千人の人々に司法保護委員を委嘱し、司法保護の対象者の保護を実施しました。昭和十四年、司法保護事業法が制定されましたが、ここに初めて司法保護委員の制度化がなされました。司法保護委員の制度は、同胞一如の精神にのっとり、全国各地に保護区を設定し、その区域内に在住する釈放者などの要保護者の観察保護に当たりました。

保護司の前身は、司法保護委員のほかにも、旧少年法において少年審判所に現在の保護観察官に当たる専任の少年保護司が置かれる

とともに、民間の篤志家に少年保護司の事務を嘱託する嘱託少年保護司の制度が設けられましたが、この嘱託少年保護司も保護司制度の前身に当たります（保護司制度の淵源は、徳川時代の五人組制度にあるという説があります）。

昭和二十五年には保護司法が制定・施行され、司法保護事業法は廃止、従来の司法保護委員は「保護司」と改称され、現在に至っています。保護司も最初は少年を専門に担当する少年保護司と成人を担当する成人保護司に分けられ、主に嘱託少年保護司が少年保護司に、司法保護委員が成人保護司に就任しましたが、昭和二十七年から少年と成人が一本に統合され、現在のような制度となっています。現在、保護司は全国に約四万九千人で、保護司法施行からこれまでずっと保護司をされている方は全国に五十二人おられます。

保護観察の沿革

保護観察はアメリカにその発祥

「福田」とは、「ふくでん」と読み、「仏は功德を貯え、福田を示す」という仏説大無量寿經にちなんでいる。



ジョン・オーガスタス

を求めることができ、この分野において民間ボランティアに起源があります。

マサチューセッツ州のボストンという古い市にジョン・オーガスタスという靴屋がいました。彼は一八四一年、たまたま裁判の傍聴にいったのですが、そこで酔っぱらいの裁判に遭遇しました。この裁判を見て、「こういう人を刑務所に入れて一体なんになるのだろうか。自分が引き取って面倒をみたら更生するのではないか」と考えてその男を引き取って世話をしたところ、立派に更生したのです。このことに自信をもったオーガスタスは、その後、死ぬまでの十七

年間に約二千人近くの犯罪者を引き取って更生を助けたという記録が残っています。このことが評判になり、こういった仕事は個人としてではなく州の責任においてなすべきだということになって一八

七八年（明治十一年）、マサチューセッツ州で初めて、今日でいう保護観察に関する法律が制定されました。その後、わずか一世紀の間にアメリカの各州はもろろん、ほとんどの国で保護観察制度が採用されていきました。そういう意味で、オーガスタスは世界最初の保護司といわれています。

我が国で初めて保護観察制度が採用されたのは、大正十二年に施行となった旧少年法でした。更に昭和十四年の司法保護事業法によって一般の猶予者・釈放者に対する司法保護委員による観察保護が行われましたが、この司法保護委員による観察保護は、少年保護が国の機関による保護観察制度であるのと異なり、民間の手による保

護善導的な性格のものでした。

その後、昭和二十四年の犯罪者予防更生法によって、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮出獄者、十八歳未満の刑執行猶予者に対する保護観察が行われることとなり、次いで昭和二十八年の刑法等の一部改正により成人の再度目の執行猶予者に対して保護観察が実施できることとなりました。しかし、執行猶予者に対する保護観察は犯罪者予防更生法によらず、別の法律で行うべきであるとする国会の付帯決議を受けて、翌二十九年に執行猶予者保護観察法が制定されました。また、昭和三十三年に売春防止法の一部が改正され、婦人補導院から仮退院した者に対しても保護観察が実施されることとなり、現在に至っています。

終わりに

明治時代にはわずかにその萌芽が認められるにすぎなかった我が国の更生保護は、昭和二十四年に

更生保護制度として発足し、その後五十年の間に着実に発展を遂げ、多くの国民の参加と協力のもとに活動が続けられています。この更生保護の歴史をひもといてみると、そこには綿々と絶えることのない民間篤志家のひたむきな努力と苦勞の姿をみることができます。現在の更生保護制度も保護司と更生保護施設という民間の大きな二つの柱の上に成り立っている制度です

以上のように、更生保護の歩みを振り返りましたが、これまでの歴史の中で一貫して変わらないものは、過去の過ちを悔い改め立ち直る人がいるという人間に対する信頼と、そこに愛の手を差し伸べる「人間愛」です。全国の保護司及び更生保護施設の方々は、このような至高の人間愛と奉仕の精神に基づき過ちを犯した人の改過遷善を助け、再犯を予防し、個人及び公共の福祉の増進に精進しているのです。

（法務省）